

今回指定を取り消した粒子状物質減少装置の概要

1 DPF

メーカー名	装置の名称及び型式等	方式	装着対象となる自動車の範囲及び使用条件		問い合わせ先
CATech Inc.	S-Cube (Soot Solving System) SC-060MB、 SC-100MB、 SC-150MB	自動車を使用していないときにフィルターに捕集したPMを軽油により車上で焼却する方法	カテゴリ 1, 2, 3, 4, 5	☆排気量が4,000cc程度～20,000cc程度までの原動機を搭載する自動車 装着対象車は各営業所を中心に次の行動範囲の場合に限る 平成元年排出ガス規制適合以前の車両は50km程度までのもの 平成6年排出ガス規制適合の車両は100km程度までのもの 平成10年排出ガス規制適合の車両は200km程度までのもの 〈条例平成15、17年規制対応〉	国際興業 株式会社 産業機械部 〒104-0028 東京都中央区八重洲2-10-12 国際興業第二ビル6F 03-3273-4122
株式会社 ユニキャット	粒子状物質低減装置 UCS-05BX UCS-05DX UCS-10BX UCS-10DX UCS-10EX UCS-10FX UCS-20BX UCS-20DX	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリ 1, 2, 3, 4, 5	☆排気量が3,000cc～24,000cc程度の原動機を搭載した車両 〈条例平成15、17年規制対応〉	株式会社 ユニキャット 営業部 レトログループ 〒224-0041 神奈川県横浜市都筑区仲町台三丁目12番3号 045-945-8555
	粒子状物質低減装置 DPM	電気式ヒータによりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式		☆主として都市内一般道路を走行する路線バス 〈条例平成15、17年規制対応〉	

2 酸化触媒（使用過程車装着用）

株式会社 ユニキャット	PMC-04TS PMC-06TS PMC-10TS PMC-14TS PMC-14BW PMC-14BL PMC-27TS PMC-27BW PMC-27BL	カテゴリ 2	☆平成6年規制適合：主として都市内一般道路を走行する車両 日産ディーゼル工業製 TD25 トヨタ自動車製 1HD, 3L 型原動機搭載車 〈条例平成15年規制対応〉	株式会社 ユニキャット 営業部 レトログループ 〒224-0041 神奈川県横浜市都筑区仲町台三丁目12番3号 045-945-8555
		カテゴリ 2, 4	☆平成6年規制適合：主として都市内一般道路を走行する車両 いすゞ自動車製 4JG2(エル7), 4HF1, 4HG1, 4HE1, 4HJ1, 6HE1, 6HH1, 6WA1, 6SD1, 6WF1, 6WG1, 8PE1, 10PE1, 12PE1, 10TD1 日野自動車製 J05C, J07C, J08C, M10U, P11C, K13C, K13D, F17D, F20C, F21C 日産ディーゼル工業製 TD27(85PS), TD42(135PS, N125PS), QD32, FD46, FE6, NF6, MD92, PG6, PF6, GE13, RF8, RG8, RH8, RH10 三菱自動車製 4M40(キャンターガッツ), 4D33, 4D34(ターボ), 4D35, 4D36, 4M50(ターボ), 4M51, 6D16, 6D16(ターボ), 6D17, 6D24, 6D24(ターボ), 6D40(ターボ), 8DC9, 8DC9(ターボ), 8DC11, 8M20, 8M21, 8M22(ターボ), 10M20 トヨタ自動車製 1HZ マツダ製 R2, WL, VS, TF 型原動機搭載車 〈条例平成15、17年規制対応〉	
		カテゴリ 5	☆平成10年規制適合車：主として都市内一般道路を走行する車両 いすゞ自動車製 4JG2(エル7), 4HF1, 4HG1, 4HJ1, 4HK1, 6HK1, 6HH1, 6HL1, 6SD1, 6WF1, 6WG1, 6TE1, 8PE1, 8TD1, 10PE1, 10TD1 日野自動車製 J05C, S05C, S05D, J07C, J08C, P11C, K13C, F17D, F21C 日産ディーゼル工業製 TD27, TD42(135PS, N125PS), QD32 三菱自動車製 4D33, 4M51, 6M61, 6M70, 8DC11, 8M21 トヨタ自動車製 1HZ, 1HD, 5L, 3C, 4B, 15B マツダ製 R2, WL, VS, TF 型原動機搭載車 〈条例平成17年規制対応〉	

※装置型式USC及びPMCについて、指定取消の日までに装着された装置については、取消しの効力は及ばないものとする。